

政令第二百九十三号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和二年十月一日とする。